限定承認公告

本籍岐阜県加茂郡七宗町上麻生二〇五一番地
一、最後の住所名古屋市守山区小幡常燈一七―三
被相続人　亡　各務　亨
右被相続人は平成二十九年三月六日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年七月三日
名古屋市守山区小幡常燈一七―三
相続財産管理人　各務　純子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十四億六千三百万円減少して、七百二十万円とし、減少額のうち五十四億五千百万円を損失のてん補に充てることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年六月二十六日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十五日
掲載頁　五十九頁（号外第五十一号）
平成二十九年七月三日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ＳＣＧ16特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

特定資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を十一億一千七百七十九万九千九百九十九円減少して、一円とし、減少額の全額を損失のてん補に充てることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年六月二十六日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月十五日
掲載頁　五十九頁（号外第五十一号）
平成二十九年七月三日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
ＳＣＧ16特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百二十二億六千四百万円減少して、六百七十万円とし、減少額のうち百二十二億二千万円を損失のてん補に充てることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年六月二十六日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十二月十三日
掲載頁　六十一頁（号外第二七五号）
平成二十九年七月三日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
エスシージー・セブンス特定目的会社
取締役　石田　泉

特定資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を十八億三千八百二十九万九千九百九十九円減少して、一円とし、減少額の全額を損失のてん補に充てることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年八月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年六月二十六日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十二月十三日
掲載頁　六十一頁（号外第二七五号）
平成二十九年七月三日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
エスシージー・セブンス特定目的会社
取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、九千五百万円減少することにいたしました。
この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.ko-koku.jp/ir/s04745-0q0vu/
平成二十九年七月三日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
Ｎｉｓｈｉｋｉ特定目的会社
取締役　本郷　雅和

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資一千九百口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年八月四日までに当社にご提出ください。
平成二十九年七月三日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所
Ｎｉｓｈｉｋｉ特定目的会社
取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十九年六月二十六日（号外第一三六号）掲載の第二十九期決算公告（枠組）中、うち当期純利益「(67)」とあるは「(67,245)」の誤りにつき訂正します。
平成二十九年七月三日
兵庫県姫路市夢前町宮置三二三の三
シスメックスメディカ株式会社
代表取締役　陳東　克彦

訂正公告

平成二十九年六月二十六日（号外第一三六号）掲載のＴ＆Ｄコンファーム株式会社に係る第二十六期決算公告（枠組）中、うち当期純利益「(7,656)」とあるは「(7,565)」の誤りにつき訂正します。
平成二十九年七月三日

扱店

正　誤

平成二十九年二月十三日（号外第二十八号）国土交通省告示第九十八号（遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）
三四ページ改正後欄終りから九行目
「［略］」は「［略］」の誤り。
同ページ改正前欄終りから九行目
「(6)・(7)　［略］」は「(7)・(8)　［同左］」の誤り。
同ページ改正前欄終りから八行目
「［同左］」は「［同左］」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
七二	一	一	終りから第三号	第三号

平成二十九年六月五日（号外第百十八号）国土交通省告示第六百十一号（膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件）
（原稿誤り）
六ページ改正後欄五行目から六行目「第二項（令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算を行う場合にあっては、更に第二第三項第六号及び第七号の規定を含むものとする。）」は「第二項」の誤り。
同ページ改正前欄四行目「第二項」は「第二項」の誤り。
十一ページ改正後欄終りから三行目から一行目「第三号（令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算を行う場合にあっては、更に第二第三項第四号及び第五号の規定を含むものとする。）」は「第三号」の誤り。
同ページ改正前欄終りから一行目「第三号」は「第三号」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　七月三日付第一四二号一九　二ページ●同日付政府調達第一二四号六四ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）